

2021年12月15日
東京電力HD(株)

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記載について

原子力事業者防災業務計画変更に向けた準備を進めていたところ、記載を適正化すべき箇所を確認したため、今後予定している保安規定変更時には以下の修正も合わせて行うこととしたい。

<記載箇所(変更前の記載)>

添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」

1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備

(1) 体制の整備

イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。

(イ) 中略

本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括及び、支援統括及び避難支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班及び他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班、住民避難支援活動等を行う避難支援班で構成する。

【現状の記載】

- ・関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班

【記載の適正化】

- ・官庁への情報提供等を行う官庁連絡班
※官庁連絡班の対応業務の変更があり、原子力事業者防災業務計画の見直しを2019年3月に実施。

以上